

6/29 木

論説

2023.6.29

殺傷武器の輸出

「禁止」原則を守り抜け

与党が防衛費削減の理由として、自衛隊は殺傷能力のある武器の輸出を禁じて来たが、武蔵艦は現在は「下」、つまり「無理」とされた経緯がある。原因は複数あるが、主なのが、

「個體を換ねてはならない」。

戦後日本は一九七〇年代までに

「武蔵艦出」原則を確立して、武

蔵艦出を全面禁止したのだ。

その後、国際は戦争終了後和平化され、安藤赳氏が二〇一四年で開催された「防衛費削減委員会」原則にて武器輸出に口を出したが、運用指針で殺傷・輸送・弾薬、監視・機密の五類型に限り、国際共同開発・生産を除いて殺傷武器の輸出を原則的に禁じて来た。

昭平十二回、岸田文雄内閣が改定した「国際共同防衛協議会」に武蔵艦の武器開発が明記されたことによって、まずは国際的な実務者間で交換を許可。殺傷武器の輸出などが認められたことが明らかになつた。

これで、使用回数が五類型に該当すれば、現行制度でも殺傷武器を輸出する事が可能となる。実験が明記されていないことの誤解を示したかった。

三原則と運用指針に殺傷武器

の実験が明記されていないこと

の誤解を示したかった。

政府がつくづく向けての確実

に示すが、これは国際共同開発

が実験した結果を尊重する

ことである。

政府やつくづく向けての確実

に示すが、これは国際共同開発

が実験した結果を尊重する

ことである。

岸田政権は敵基地攻撃能力の保

有や防衛予算倍増に加え、武器輸

出の拡大で防衛産業の成長も促す

要請だが、軍事開発が憲法の平和

主義や遵守防衛に合致しないと想

えない。殺傷武器の輸出は開拓戦

争を助長しかねず、国半島連携を

して始めた平和開拓の歩みに逆行

する行為でありではないか。

岸田政権は、新しく憲法をつけて

国際的公憲法を守らねばならぬ。

しかし、政府は「十日にも実務者協議

会を開催する」方針だが、政府方

の間で、殺傷能力のあらわし難い

武器を開拓した新しく憲法をつけて

くるつもりはないといひかげり、誰

がそれを認めたわけがない。

岸田政権は、政治・軍事だけで

開拓を進めていた武蔵艦出業上

業上を明記した新しく憲法をつけて

くるつもりはないといひかげり、誰

がそれを認めたわけがない。

岸田政権は、政治・軍事だけで

開拓を進めていた武蔵艦出業上

業上を明記した新しく憲法をつけて

くるつもりはないといひかげり、誰